

## 当会における消費税課税事業者特別会費の新設について

会員各位

平素は板橋青色申告会活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。  
令和5年10月1日からのインボイス制度開始に伴い、令和6年の確定申告期より消費税の確定申告・納税が必要となる方が増えております。

(インボイス制度の登録事業者となっている方は課税事業者ですので、確定申告期には、所得税の他に消費税の確定申告・納税を行って頂く必要があります。)

今回の制度施行により毎年の確定申告期間中の消費税の申告件数が増加となりました。

物価高の状況のなか恐れ入りますが、令和6年1月以降(令和5年確定申告分以降)に、消費税の申告書類を板橋青色申告会事務局にて作成する方につきましては、作成年分毎に通常の会費とは別途に「消費税課税事業者特別会費」年間3,000円(月会費250円)を新設し、下記のとおりご納入いただいております。

今後も一層の会員サービスに努めて参りますので改めてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また確定申告期間中の混雑緩和のため、2月中のご来会をご検討頂きます様よろしくお願いいたします。

### 記

【名称】 消費税課税事業者特別会費

【開始時期】 令和5年分消費税の確定申告書類作成分より

【ご対象者】 令和5年以降の消費税申告書を当会にて作成された方  
(内容により、お手伝いまたは対応できない案件もございます。  
ご了承ください。)

【納入方法】 年間3,000円(月会費250円を一括払いにて、確定申告期後に集計と確認を行い、当年4月以降に振込または振替にてご請求させていただきます。必要経費に算入できます。)

公益社団法人板橋青色申告会  
会長 大戸 孝宏